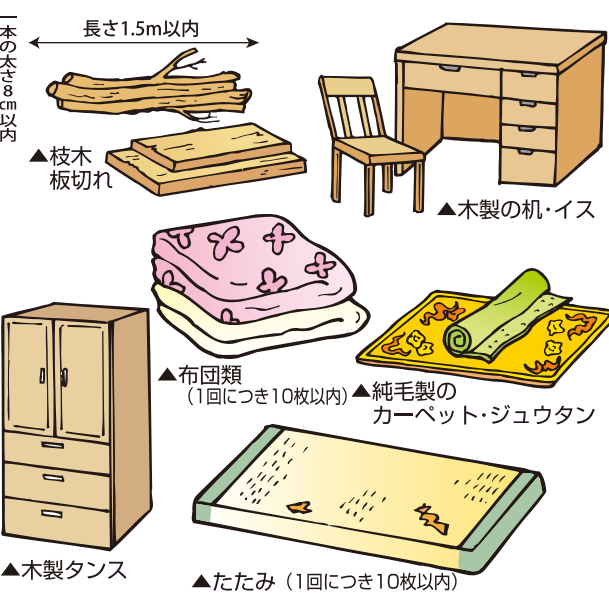


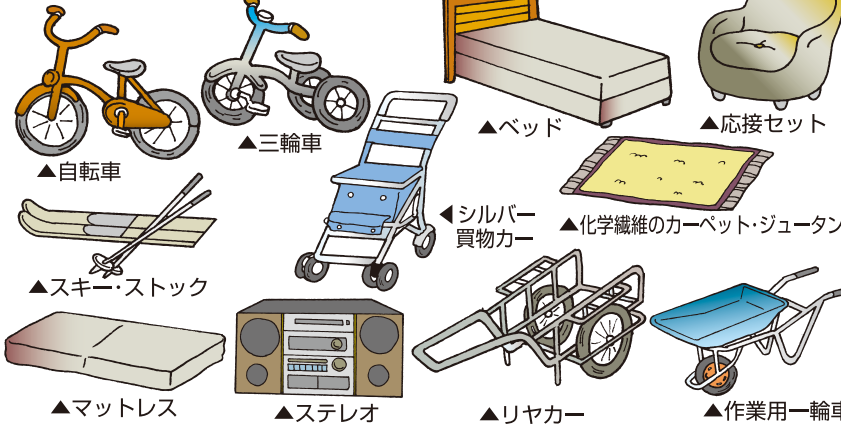
【燃やせる粗大ごみ】

- そのまゝの形で指定袋に入らないものも、分解、切断、折り曲げなどにより、指定袋に入れることができ、ごみ集積所に出すこともできます。
- 金属部品、ガラス等はできるだけ取り除いてください。
- 中身の見えない袋、ダンボール箱での持ち込みはできません。
- 引越しや大掃除などで一時的に大量に出る燃やせるごみは、クリーンセンターに直接運び込んでください。
- 処理料金等は裏面をご覧ください。



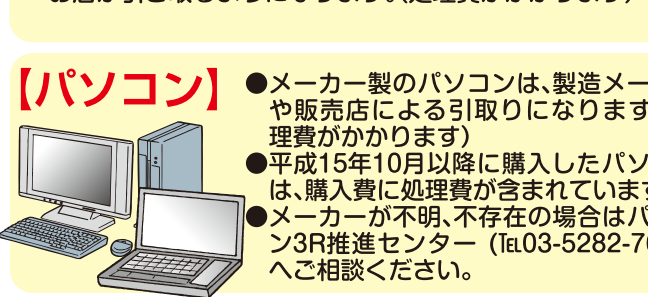
【燃やせない粗大ごみ】

- 燃やせない粗大ごみは、直接廃棄物処理業者に持ち込んでください。(処理費がかかります)
- そのまゝの形で指定袋に入らないものも、分解、切断、折り曲げなどにより、指定袋に入れることができ、ごみ集積所に出すこともできます。



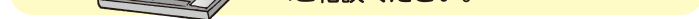
【テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機】

- 家電リサイクル法により、買ったお店、または買い換えるお店が引き取るようになります。(処理費がかかります)



【パソコン】

- メーカー製のパソコンは、製造メーカーや販売店による引取りになります。(処理費がかかります)
- 平成15年10月以降に購入したパソコンは、購入費に処理費が含まれています。
- メーカーが不明、不存在的場合はパソコン3R推進センター (03-5282-7685) へご相談ください。



【オートバイ(二輪車)】

- 平成16年10月1日より、メーカーによる二輪車リサイクル自主取組が始まりました。廃棄二輪車取扱店または二輪車リサイクルコールセンター (03-3598-8075) へご相談ください。(リサイクル料金はメーカーにより異なります)



ルール違反ごみは収集できません！

- 指定袋以外
上田市が指定する袋以外でごみ集積所に出された場合。
- 分別が悪い
燃やせるごみ、燃やせないごみが一緒にになっている場合。
- 水切りが悪い
生ごみの水切りが悪い場合。
- 荷造り不完全
ごみ袋の口がきちんと結ばれていないなど、荷造りが悪い場合。
- 粗大ごみ
指定袋に入らないものは粗大ごみになります。粗大ごみはごみ集積所には出せません。
- 無記名
指定袋に自治会名・氏名(フルネーム)の記入がない場合。
- 事業所ごみ(小規模事業者のみ)
小規模事業者専用の燃やせるごみ指定袋により出されたもの以外は収集しません。事前に自治会長の承諾及び市への申請が必要です。
- 多量ごみ
引越しなどで一時的に多量に出たごみは集積所に出せません。1回に出せる指定袋の数は2袋までです。(引越しの際は4袋まで出すことができます)

【燃やせるごみ】

燃やせるごみ指定袋(青色刷)で出してください。



【マーク付プラスチック】

マーク付プラスチック指定袋(緑色刷)で出してください。



【燃やせないごみ】

燃やせないごみ指定袋(赤色刷)で出してください。



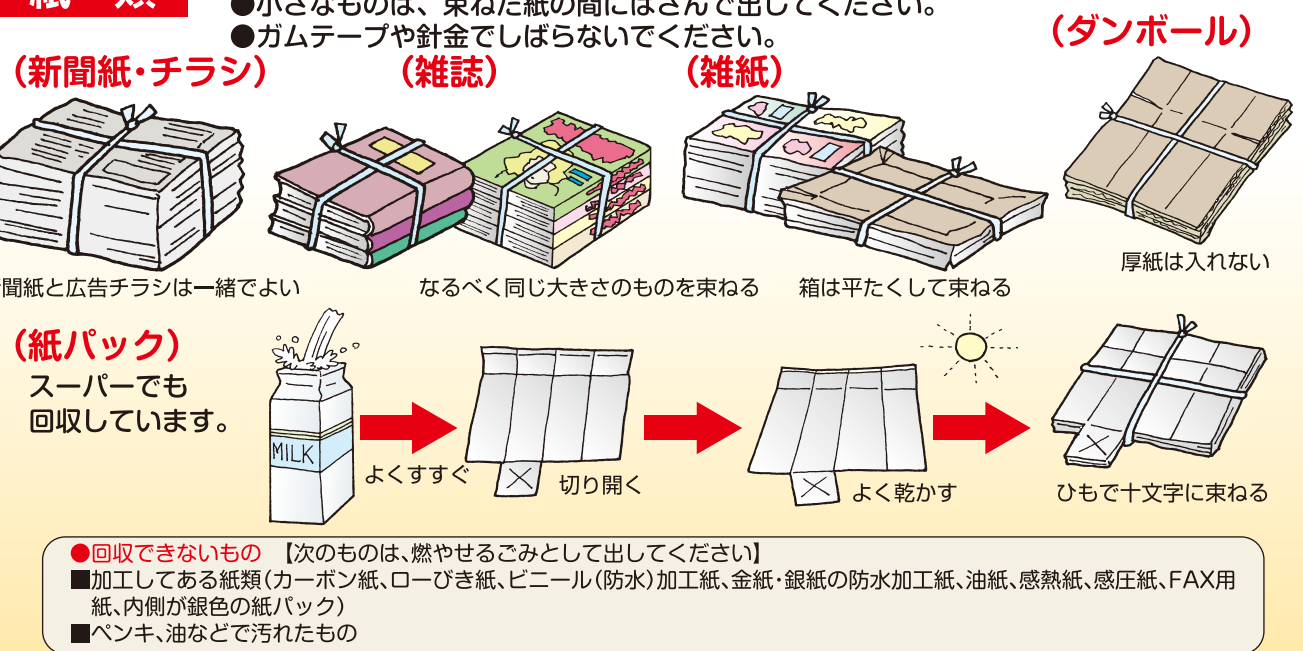
(合成皮革・ゴム・プラスチック製品)



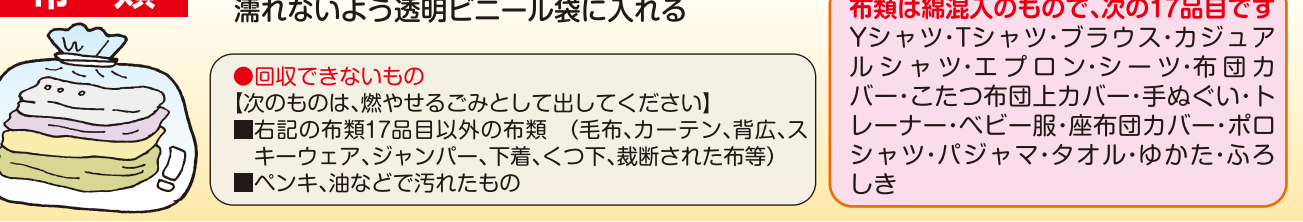
(ガラス・陶磁器類)



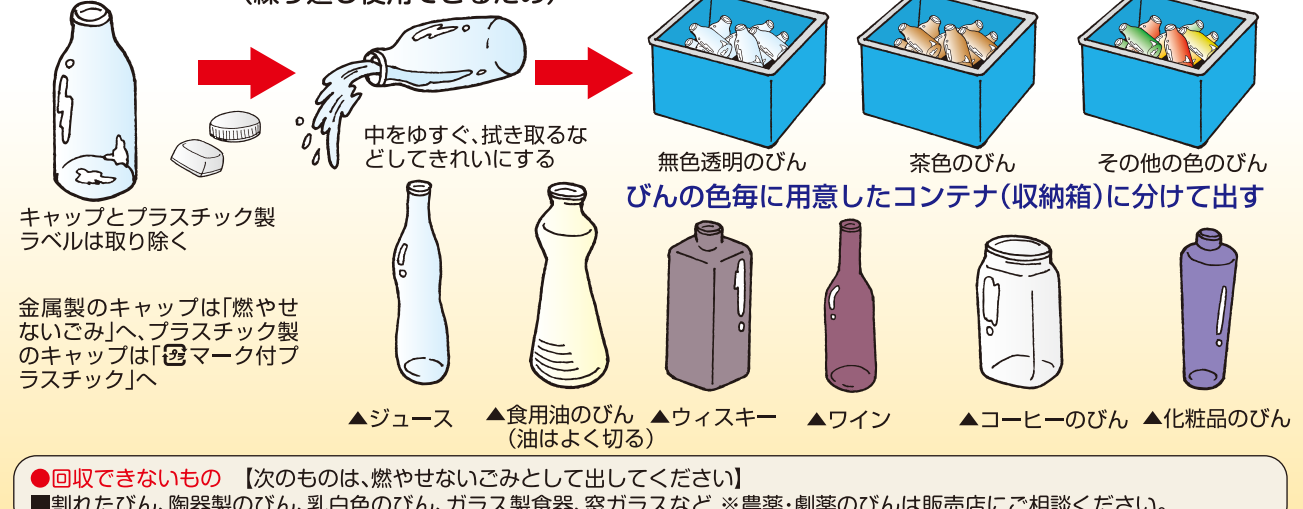
紙類



布類



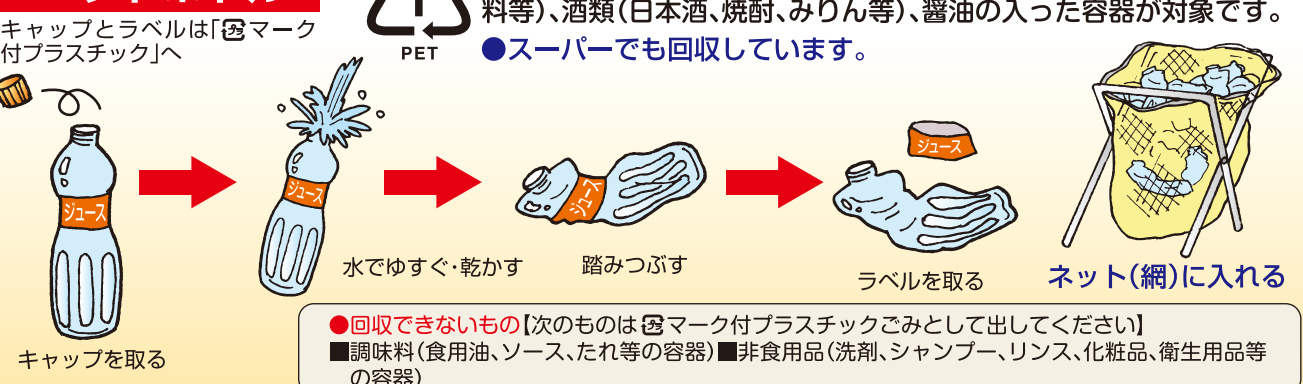
びん



缶



ペットボトル



有害ごみ



危険ごみ

